



○長野県告示第131号

平成3年長野県告示第650号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の一部を次のように改正し、平成15年3月10日以降に合否を発表する試験に係る記録情報から適用します。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

表中 「 准看護婦試験 」 を 「 准看護師試験 」 に改める。

法規学事課行政情報室

○長野県告示第132号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ヘルパーステーションあおば	伊那市大字伊那部453番地1	平成15年3月1日

(2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ましま薬局	長野市真島町真島2207番地	平成15年1月1日

(3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社ユーネットワークあさかわ	長野市伺去199番地2	平成15年3月1日
北方デイサービスセンター	飯田市北方2209番地1	〃 〃
宅幼老所ひまわり	南佐久郡臼田町大字臼田新屋敷1223番地1	〃 〃
さかき美里園デイサービスセンター	埴科郡坂城町大字坂城9086番地1	〃 〃

(4) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
うえだ敬老園	上田市中央3丁目15番5号	平成15年3月1日

(5) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームなごみ	松本市寿北5丁目34番23号	平成15年3月1日
上田病院赤松の家	上田市中央一丁目3番3号	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
うえだ敬老園居宅介護支援事業所	上田市中央3丁目15番5号	平成15年3月1日
総合福祉ツクイ安曇野	南安曇郡穂高町大字有明9997番地1	〃 〃

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

事業所の名称	所在地	指定した年月日
うえだ敬老園	上田市中央3丁目15番5号	平成15年3月1日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
有限会社林薬局	大町市大町3172番地11	平成15年1月31日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設から指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

事業所の名称	所在地	辞退した年月日
にしうち敬老園	小県郡丸子町大字西内800番地	平成15年2月28日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第136号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年3月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡池田町大字会染922の8、922の9、923の4、923の6、923の7、924の6、1884の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第137号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年3月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の539
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第138号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年3月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字除ヶ12378の43、字大洞沢12379の51、12379の52、12379の55、12379の56
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林保全課

○長野県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月10日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 有明大町線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
大町市大字常盤5625番の38地先から		旧	6.0~7.8	0.1000
大町市大字常盤5590番の21地先まで				
同	上	新	6.8~11.8	0.1000

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 白馬岳線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
北安曇郡白馬村大字北城白馬山国有林 624林班む小林班地先から		旧	5.5~32.0	0.1308
北安曇郡白馬村大字北城白馬山国有林 624林班ね小林班地先まで				
同	上	新	11.0~45.0	0.1170

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 白馬岳線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
北安曇郡白馬村大字北城9461番地先から		旧	9.0~16.6	0.2346
北安曇郡白馬村大字北城9461番地先まで				
同	上	新	9.5~17.0	0.2320

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 白馬岳大町線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
大町市大字平3958番の2地先から 大町市大字平4688番の3地先まで		旧	6.0~10.0	0.3853
同	上	新	6.8~15.0	0.3844

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
北安曇郡美麻村31891番の2地先から 北安曇郡美麻村35301番地先まで		旧	5.0~14.2	0.1862
同	上	新	5.0~20.0	0.1862

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
北安曇郡美麻村31897番地先から 北安曇郡美麻村31897番地先まで		旧	5.0~6.8	0.0903
同	上	新	5.0~9.5	0.0903

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡美麻村31898番地先から 北安曇郡美麻村31901番の1地先まで	旧	m 4.8~12.0	km 0.1711
同 上	新	4.8~12.5	0.1711

- 8(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡美麻村31930番の1地先から 北安曇郡美麻村31933番地先まで	旧	m 7.0~13.0	km 0.1000
同 上	新	7.2~13.5	0.1000

- 9(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡美麻村31944番の3地先から 北安曇郡美麻村31944番の1地先まで	旧	m 5.9~13.4	km 0.0877
同 上	新	6.0~13.4	0.0877

10(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小島信濃木崎停車場線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
北安曇郡美麻村32375番の1地先から 北安曇郡美麻村32393番の2地先まで		旧	6.3~14.8	0.1000
同	上	新	6.3~14.8	0.1000

11(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小島信濃木崎停車場線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
北安曇郡美麻村33864番地先から 北安曇郡美麻村33869番の1地先まで		旧	5.5~8.5	0.2000
同	上	新	5.5~10.8	0.2000

12(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小島信濃木崎停車場線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
北安曇郡美麻村34260番地先から 北安曇郡美麻村34292番の1地先まで		旧	9.8~15.8	0.1000
同	上	新	10.8~17.4	0.1000

- 13(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小島信濃木崎停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
北安曇郡美麻村34337番の1地先から 北安曇郡美麻村34336番の1地先まで	旧	10.5~15.0	0.1000
同 上	新	10.5~24.5	0.1000

- 14(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 千国北城線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
北安曇郡白馬村大字北城14910番の口地先から 北安曇郡白馬村大字北城12433番の1地先まで	旧	7.5~46.2	2.3541
		7.5~46.2	2.3632
同 上	新	8.6~73.0	2.3395
		8.6~73.0	2.3486

道路維持課

○長野県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月25日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 路線名 有明大町線

(2) 供用を開始する区間

大町市大字常盤5625番の38地先から

大町市大字常盤5590番の21地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日

2(1) 路線名 白馬岳線

(2) 供用を開始する区間

北安曇郡白馬村大字北城白馬山国有林624林班む小林班地先から

北安曇郡白馬村大字北城白馬山国有林624林班ね小林班地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日

3(1) 路線名 白馬岳線

(2) 供用を開始する区間

北安曇郡白馬村大字北城9461番地先から

北安曇郡白馬村大字北城9461番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日

4(1) 路線名 白馬岳大町線

(2) 供用を開始する区間

大町市大字平3958番の2地先から

大町市大字平4688番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日

5(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線

(2) 供用を開始する区間

北安曇郡美麻村31891番の2地先から

北安曇郡美麻村35301番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日

6(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線

(2) 供用を開始する区間

北安曇郡美麻村31897番地先から

北安曇郡美麻村31897番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日

7(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線

(2) 供用を開始する区間

北安曇郡美麻村31898番地先から

北安曇郡美麻村31901番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日

8(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線

- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡美麻村31930番の1地先から
北安曇郡美麻村31933番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日
- 9(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡美麻村31944番の3地先から
北安曇郡美麻村31944番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日
- 10(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡美麻村32375番のイ地先から
北安曇郡美麻村32393番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日
- 11(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡美麻村33864番地先から
北安曇郡美麻村33869番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日
- 12(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡美麻村34260番地先から
北安曇郡美麻村34292番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日
- 13(1) 路線名 小島信濃木崎停車場線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡美麻村34337番の1地先から
北安曇郡美麻村34336番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日
- 14(1) 路線名 千国北城線
- (2) 供用を開始する区間
北安曇郡白馬村大字北城14910番のロ地先から
北安曇郡白馬村大字北城12433番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成15年3月10日

○長野県告示第141号

租税特別措置法の規定による優良宅地等認定事務取扱要綱（昭和49年長野県告示第227号）の一部を次のように改正します。

平成15年3月10日

長野県知事 田中康夫

第1中「第31条の2第2項第10号のハ及び第11号のニ、第62条の3第4項第10号のハ及び第11号のニ」を「第31条の2第2項第11号のハ及び第12号のニ、第63条の3第4項第11号のハ及び第12号のニ」に改める。

第2第1項中「第31条の2第2項第10号のハ、第62条の3第4項第10号のハ」を「第31条の2第2項第11号のハ、第62条の3第4項第11号のハ」に改める。

第10第1項及び第2項中「第31条の2第2項第11号のニ」を「第31条の2第2項第12号のニ」に、「第62条の3第4項第11号のニ」を「第62条の3第4項第12号のニ」に改める。

様式第1号中 「 租税特別措置法 [第28条の4第3項第5号のイ並びに第31条の
第2項第10号のハ及び第62条の3第4項第10号のハ] の規定に
2項第10号のハ及び第62条の3第4項第10号のハ を 」

「 租税特別措置法 [第28条の4第3項第5号のイ並びに第31条の
第2項第11号のハ及び第62条の3第4項第11号のハ] の規定に
2項第11号のハ及び第62条の3第4項第11号のハ に、「第31条の2
第2項第10号のハ及び第62条の3第4項第10号のハ」を「第31条の2第2項第11号のハ
及び第62条の3第4項第11号のハ」に改める。 」

第2項第10号のハ及び第62条の3第4項第10号のハを「第31条の2第2項第11号のハ及び第62条の3第4項第11号のハ」に改める。

様式第4号中

「 租税特別措置法 [第28条の4第3項第5号のイ並びに第31条の2第2項第10号
第2項第10号のハ及び第62条の3第4項第10号のハ] の規定により、年月日付け長野県
及び第62条の3第4項第10号のハ を 」

「 租税特別措置法 [第28条の4第3項第5号のイ並びに第31条の2第2項第11号
第63条第3項第5号のイ並びに第31条の2第2項第11号のハ] に
のハ及び第62条の3第4項第11号のハ) の規定により、年 月 日付け長野県
及び第62条の3第4項第11号のハ 」

改める。

「 様式第5号中 租税特別措置法 [第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第11号のニ
第62条の3第4項第11号のニ
第63条第3項第6号] の規定により、
」

「 を 租税特別措置法 [第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第12号のニ
第62条の3第4項第12号のニ
第63条第3項第6号] の規定により、 に改め、同様
」

式の備考の6、7及び9中「第31条の2第2項第11号のニ又は第62条の3第4項第11号のニ」を「第31条の2第2項第12号のニ又は第62条の3第4項第12号のニ」に改める。

建築管理課

○長野県木曾地方事務所告示第1号

木曾広域連合長から申請のあった木曾広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成15年2月17日付けで許可しました。

平成15年3月10日

長野県木曾地方事務所長 望月孝光

市町村課まちづくり支援室